

# 仕 様 書

令和3年度自動車用燃料（揮発油）継続的供給契約の仕様は、下記のとおりとする。

## 記

### 1 調達物品

自動車用揮発油（レギュラーガソリン）

（品質はJ I S 2号規格を満たすものとする。）

### 2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 予定数量

自動車用揮発油 3,000リットル

なお、予定数量は、飽くまでも見込数量であり、購入数量を約束するものではない。

### 4 納入場所

納入場所は、別表に掲げる佐賀地方法務局管内の本局、各支局及び出張所の所在地(以下「所在地」という。)を中心とする半径5キロメートル以内の地域に同一価格で給油することのできる直営の給油所又は特約店等の販売店(以下「給油所」という。)があること。

### 5 給油券又は給油カード

給油券又は給油カードは、別表に掲げる車両又はレンタカーに車両登録番号等を記載又は登録することができるものとする。ただし、給油カードについては、入会金及び年会費無料、かつクレジット機能を有しないものに限るものとし、給油カード発行に係る諸経費は納入者が負担するものとする。

なお、給油券又は給油カードについては、納入者決定後に別表に掲げる台数分を納品するものとする。

### 6 給油方法

給油方法は、上記4に規定する給油所において、別表に掲げる車両又はレンタカーに対し、当局職員が上記5に規定する給油券又は給油カードを提示した上、上記1に規定する調達物品を給油すること。

なお、給油が完了した際、上記4に規定する給油所の販売員は、納品書を手交すること。

### 7 契約方法

1リットル当たりの単価契約とし、1か月毎に納入単価を変動させる単価変動方式とする。

なお、各月の単価算定方法は以下のとおりとする。

また、契約単価には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(1) 契約時単価

入札単価を「契約時単価」とする。

(2) 資源エネルギー庁公表佐賀県価格

資源エネルギー庁が毎週発表する「石油製品小売市況調査（都道府県別）」の「揮発油店頭レギュラー」1リットル当たりの佐賀県価格から、消費税及び地方消費税を除いたものを、「資源エネルギー庁公表佐賀県価格」とする（小数第一位四捨五入）。

(3) 調整額

「契約時単価」から令和3年2月25日現在における「資源エネルギー庁公表佐賀県価格」を減じた額を、調整額とする。調整額は、契約期間中において変動しないものとする。

(4) 各月の納入単価

給油月の前月最終発表分の「資源エネルギー庁公表佐賀県価格」に、調整額を加算した額を、給油月の納入単価とし、毎月変動するものとする。

【例】

入札単価（契約時単価）	1 3 8 円
令和3年2月25日現在資源エネルギー庁公表佐賀県価格	1 4 0 円
令和2年4月28日現在資源エネルギー庁公表佐賀県価格	1 4 2 円
令和2年5月26日現在資源エネルギー庁公表佐賀県価格	1 3 9 円

の場合、

調整額は、 $1 3 8 円 - 1 4 0 円 = - 2 円$  となる。

そして、5月分の納入単価は、

$1 4 2 円 + (- 2) = 1 4 0 円$  となり、

6月分の納入単価は、

$1 3 9 円 + (- 2) = 1 3 7 円$  となる。

8 代金の請求方法

納入者は、各給油所の毎月分の請求書を取りまとめ、車両ごとの給油日、給油数量を記した請求明細書（内訳書）を添付し、一括して翌月に請求するものとする。

番号	対象官署	車両番号	予定数量 (リットル)
1	佐賀地方法務局本局 佐賀市城内2丁目10番20号	佐賀300 も 2790	1,520
2		佐賀400 た 683	
3		佐賀400 せ 8695	
4		佐賀400 そ 9388	
5		佐賀400 た 4661	
6		レンタカー	
7	佐賀地方法務局武雄支局 武雄市武雄町大字昭和832番地	佐賀400 そ 9237	560
8	佐賀地方法務局伊万里支局 伊万里市立花町1542番地14	佐賀400 た 1143	310
9	佐賀地方法務局唐津支局 唐津市千代田町2109番地63	佐賀400 た 1516	350
10	佐賀地方法務局鳥栖出張所 鳥栖市秋葉町3丁目26番地1	佐賀400 せ 8696	260
合計			3,000